少年法等の一部を改正する法律案に対する修正案　概要

Ⅰ　触法少年・ぐ犯少年に係る事件の調査手続の整備についての修正

１．警察官等の調査の限定等

○　触法少年に係る事件についての警察官等の調査を、児童相談所長の要請を受けた場合又はその同意を得た場合に限定する。

○　ぐ犯少年に係る事件についての警察官等の調査に関する規定を削除する。

○　警察官が調査を適切に行うために従わなければならない準則を、国家公安委員会規則で定めるものとする。

２．質問において少年を保護するための措置

○　少年及び保護者は、弁護士の中から調査付添人（調査の手続に関し少年を援助する者をいう。以下同じ。）を選任することができる。

○　少年に対する質問に際しては、少年、保護者、児童福祉司又は調査付添人が求めたときは、児童福祉司又は調査付添人の立会いを認めなければならないものとする。

○　警察官は、少年に対し、あらかじめ、答弁を強要されることはないこと等を告げなければならないものとする。

○　少年の答弁及び質問の状況のすべてを記録媒体に記録しなければならないものとする。

○　質問の中止、調査の中止等に関する規定を設ける。

３．家庭裁判所送致に係る規定の削除

○　都道府県知事又は児童相談所長は、一定の重大事件の送致を受けたときは、原則として家庭裁判所送致の措置をとらなければならないとする旨の規定を削除する。

４．その他

○　国及び地方公共団体は、触法少年及びぐ犯少年に係る事件に適切に対処できるよう、児童相談所等について、必要な体制の整備に努めるものとする旨の規定を置く。

Ⅱ　１４歳未満の少年の少年院送致等についての修正

○　初等少年院における処遇は、児童自立支援施設における処遇と著しく均衡を失することがないよう、留意されなければならないものとする。

○　初等少年院は、おおむね１４歳以上１６歳未満の者を収容するものとし、医療少年院は、おおむね１４歳以上２６歳未満の者を収容するものとする。

Ⅲ　保護観察中の者に対する措置についての修正

○　遵守事項を遵守せず、保護観察によっては改善更生を図ることができないと認めるときは、家庭裁判所が少年院送致等の決定をすることができる旨の規定を削除する。

Ⅳ　国選付添人制度の導入についての修正

○　国選付添人の選任は、少年がその選任に係る事件について審判を終局させる決定前に釈放されたときは、その効力を失う旨の規定を削除する。